

まん延防止等重点措置に伴う対応について

このたび、名古屋市がまん延防止等重点措置を実施すべき区域とされたことを受け、8月8日（日）から8月31日（火）までの利用分について、当センターでは下記のとおり対応いたします。

ただし、対応内容や期間については、名古屋市の感染状況等を踏まえ変更する場合があります。

記

1 施設の利用制限

区 分	対 応 内 容
新規申込み	夜間区分の新規申込みを20時までの利用に制限します。
既存予約分	既に使用許可を得ている団体・グループあるいは個人にあっては、20時以降の活動を自粛するようにしてください。 なお、自粛が難しい場合は、21時までに活動を終了してください。

※ ロビーやフクロウの部屋等、使用許可をしていない場所は20時までの利用とし、20時以降は利用者が滞留しないようにしてください。

2 施設利用料金の還付

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するために施設使用の取り止める場合で、施設の使用の前までに使用取消の申し出（電話による申出を含む）があったときは、利用料金を全額還付します。ただし、時間短縮に伴う利用料金の減額は行いません。対象期間は次のとおりです。

対象期間

令和3年4月1日（木）から8月31日（火）までの利用分

- (2) 8月11日（月）以降の利用分で、既に利用料金の半額を還付されており、かつ、その使用取消理由が新型コロナウイルス感染症の拡大防止等を目的としたものである場合は、利用者の申し出に基づき残りの半額を還付します。
- (3) 9月1日（水）以降の利用分に係る使用取消の申し出については、通常どおり、使用日の7日前までの申し出であれば全額、それ以降の申し出の場合は半額を還付します。ただし、還付の対象期間が変更になる可能性があります。その際は改めて周知させていただきます。